

災害補償制度の措置等に係る留意事項

1 災害補償に係る認定基準

認定基準上、災害補償に必要な措置は、次のとおり定められています。

【認定基準 4、（１７）「災害補償」】

申請職業訓練に係る災害が発生した場合の補償のために、必要な措置を講ずること。ここでいう「必要な措置」とは、申請職業訓練の全受講者の訓練期間中（企業実習中を含む。）の災害補償制度を措置することであり、必要な補償を行うため、保険を活用すること。また、受講者が訓練受講中又は通所途上において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合に、その損害を補償するための損害補償制度について、受講者に情報提供すること。

2 災害補償制度及び損害補償制度の具体的な内容

訓練実施機関は、災害補償制度を措置するために負傷、疾病（特定の疾病に限定しない）又は死亡した場合、受講者に対して、訓練実施機関の責任を問わず必要な補償が支払われる保険に加入する必要があること。

	災害補償制度（必須事項）	損害補償制度（周知事項）
訓練実施機関の対応	災害補償制度を措置する	損害補償制度を情報提供する
保険加入者	訓練実施機関	受講者個人（加入は任意）
補償内容	受講者が	受講者が
	求職者支援訓練（職場体験、職場見学、企業実習を含む。当該表において同じ。）中に	求職者支援訓練中又は <u>通所途上</u> に
	求職者支援訓練の内容に起因して	—
	(1) 負傷 (2) 疾病 (3) (1)(2)を原因として死亡した場合に受講者に対して補償	(1) 負傷 (2) (1)が原因で死亡した場合に受講者に対して補償
備考	<u>特定の負傷、疾病に限定して補償の対象としているものは認められない。</u> ただし、戦争、天災等による明らかに求職者支援訓練に起因しない負傷、疾病を補償の対象外とすることは認められる。	訓練実施機関が加入した保険で、損害補償制度の内容を包含している場合は、その旨を受講者へ説明することにより、受講者に情報提供する必要はない。